

報告第10号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

平成24年9月10日

三朝町長 吉田秀光

専決第9号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、三朝町暴力団排除条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成24年8月21日

三朝町長 吉田秀光

三朝町暴力団排除条例の一部を改正する条例

三朝町暴力団排除条例（平成24年三朝町条例第14号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(町の責務)</p> <p>第4条 町は、基本理念にのっとり、町民等の協力を得るとともに、鳥取県（以下「県」という。）、<u>法第32条の3第1項</u>の規定により公安委員会から鳥取県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(町の責務)</p> <p>第4条 町は、基本理念にのっとり、町民等の協力を得るとともに、鳥取県（以下「県」という。）、<u>法第32条の2第1項</u>の規定により公安委員会から鳥取県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第53号）の施行の日から施行する。